入　札　説　明　書

１　入札に関する事項

⑴　件名

・　園芸用ハウス建設資材の調達

⑵　品名

・　仕様書のとおり

⑶　数量

・　仕様書のとおり

⑷　納入期限

・　令和９年１月 15 日（金）

⑸　納入場所

・　〒685-0314 島根県隠岐郡隠岐の島町山田 1140 番地

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同乗第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

⑵　次に該当する者であること。

令和７年１月１日から令和９年 12 月 31 日までにおいて、島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿に登載され、かつ、次に掲げる営業品目のいずれかを取扱っていること。

【営業品目】

大分類	材料類
小分類	鋼材

【営業品目】

大分類	雑類
小分類	ゴム・樹脂製品

【営業品目】

大分類	機械器具類
小分類	産業機器

⑶　島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止又は資格の取消しの措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中でないこと。

⑷　島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示 454 号）に基づく入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者

でないこと。

⑸　島根県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

⑹　平成 28 年度以降、入札公告前日までに、公共民間問わず、園芸用ハウスの建設資材を調達し納入した実績があること

3　入札参加資格確認申請

⑴　この入札に参加を希望する者は、令和８年 11 月 13 日（金）正午までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を下記の場所、下記の方法により提出しなければならない。

①　提出場所

・　〒685-0023　島根県隠岐郡隠岐の島町西田 219 番地
　芳野　剛あて

②　提出方法

・　郵送（提出期限必着）

⑵　提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

　また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、別途指定する日時までに遅滞なく、申請書の補正を行わなければならない。

⑶　入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、令和８年 11 月 17 日（火）正午までに書面により通知する。

⑷　期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4　入札手続

⑴　入札書

・　入札書には、入札書、入札日、入札金額、入札者の氏名・印（法人の場合はその名称又は商号、代理人が入札する場合は委任者及び代理人の氏名・印）、事業名、件名及び数量、宛名として入札執行者名を記載すること。

　なお、代理人が入札する場合は、委任者の記名押印とともに、代理人の記名押印のある委任状を入札開始前に提出すること。ただし、すでに入札参加資格申請の際に委任状を提出している場合はこの限りではない。

・　入札書に加え、入札書に記載された金額の内訳がわかる入札内訳書（任意様式で可）についても併せて提出すること。

⑵　入札金額

・　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に

相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、当該契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

・　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

⑶　入札の日時・場所

①　日時

・　令和８年 11 月 20 日（金）　　10 時 00 分

②　場所

・　〒685-0017　島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2
　　隠岐の島町役場 201 会議室

⑷　開札の日時・場所

①　日時

・　令和８年 11 月 20 日（金）　　10 時 30 分

②　場所

・　〒685-0017　島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2
　　隠岐の島町役場 201 会議室

⑸　落札者の決定方法

①　予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

②　落札者となるべき者が複数あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑹　再度入札

①　開札の結果、落札者がない場合は再度入札を行う。

②　再度入札は、２回までとする。

③　再度入札を行う場合、入札日時及び場所は別途通知する。

⑺　再度入札を辞退する場合は、辞退の旨を記載した入札書を提出すること。

⑻　再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、その場合でも、予定価格は変更しない。

⑼　入札執行の取りやめ又は延期

・　不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

⑽　入札の無効

・　入札公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときは、当該入札者の入札は無効とする。また、次の各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

① 虚偽の入札参加資格確認申請を行った者が入札したとき。
② 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
③ 入札者が入札の利益を得るために連合して入札したとき。
④ 入札に際し不正の行為があったとき。
⑤ 同一人が同一事項について２以上の入札をしたとき。
⑥ 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき。
⑦ 入札書の金額を訂正したとき。
⑧ 入札書に記名押印を欠いたとき。
⑨ 入札書が誤字、脱字等で意思表示が不明瞭なとき。
⑩ 入札書に入札事項を表示せず、また一定の金額をもって価格を表示しないとき。
⑪ 郵便により入札したとき。
⑫ その他入札者の資格、入札に関する条件に違反したとき。

⑾ 入札辞退
・ 入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあたっては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあたっては入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

⑿ 調査協力
・ この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から５年間は同様とする。

⒀ 不当介入への対応
・ 入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、隠岐の島町（農林水産課）に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

５ 入札保証金
・ 免除する。

６ 契約保証金
・ 免除する。

７ 契約
⑴ 契約書作成の要否

・　要する

⑵　契約の手続きに使用する言語及び通貨

・　日本語及び日本国通貨とする。

⑶　契約条項

・　別途作成する契約書のとおりとする。

⑷　前金払い

・　しない。

8　質疑

⑴　入札説明書、仕様書等に関して質疑事項がある場合は、入札質疑書を提出するものとする。

⑵　提出期限、提出方法、提出場所

・　提出期限

令和８年 11 月 13 日（金）　正午まで

・　提出方法

郵送又はファクシミリによる提出

・　提出場所

郵送の場合

〒685-0023 島根県隠岐郡隠岐の島町西田 219 番地

芳野　剛あて

ファクシミリの場合

〒685-0017　島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

隠岐の島町役場農林水産課農林振興係あて

08512-2-2460

9　その他

・　この入札に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒685-0023

島根県隠岐郡隠岐の島町西田 219 番地

芳野　剛（よしの　つよし）